

監 第 5 5 号
平成 26 年 1 月 23 日

請求人 様

京都市監査委員	大	西	均
同	久	保	勝 信
同	西	村	京 三
同	海	沼	芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 25 年 12 月 17 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が行った平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 23 年度の京都市住宅供給公社（以下「本件公社」という。）に対する市営住宅の空き家整備費を含む委託料の支出（以下「本件支出」という。）について、本件公社の不適正な業務執行に関し、監督する責任を果たさず、本件公社に対して漫然と本件支出をしたことは不適正な支出であるとして、本件支出をした京都市長以下の管理者に対し、損害賠償を請求するなどの必要な措置を採ることを求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 本件公社は、市営住宅の空き家整備について、ほとんど全て特定の業者だけに対してのみ発注していた。
 - (2) 市は、全ての市営住宅の管理を本件公社に委託しているが、修繕管理に要する費用が適正になされるように、本件公社の行う修繕管理業務を監督する責任がある。
 - (3) ところが、市は、上記(1)のような不適正な業務執行について、監督する責任を果たさず、市長に対してなした情報公開請求に対する平成 25 年 10 月 24 日付け公開文書によると、本件公社に対して、漫然と、空き家整備費を含む委託料（平成 17 年度、平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度の

修繕その他保守管理経費並びに平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 23 年度の空き家整備費に係るもの) を支出し、多大な損害をもたらした。

(4) よって、不適正な支出をした市長以下の管理者に対し、損害賠償を請求するなどの必要な措置を採ることを求める。

(5) 本件支出から 1 年を経過している。しかし、請求人は、今回の情報公開請求によって、初めて本件支出を知った。

したがって、本件支出から 1 年を経過したことについて、正当な理由がある。

3

(1) 法第 242 条第 2 項の規定により、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないとされているところ、修繕その他保守管理経費に係る支出命令は平成 22 年 1 月 14 日以前に、空き家整備費に係る支出命令は平成 23 年 5 月 16 日以前に行われており、これらの財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後に住民監査請求が行われていることが明らかである。

(2) この点について、請求人は、上記 2(5)のとおり、情報公開請求によって、初めて本件支出を知ったとしており、監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張する。

(3) 法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）。

(4) また、相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道等を待つまでもなく、住民なら誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、それが閲覧できる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査をすれば知ることができるとされている（東京高裁平成 19 年 2 月 14 日判決）。

(5)

ア

(ア) 本件公社が向島市営住宅 1 街区の空き家整備について、特定の業者に行わせていることについては、平成 24 年 8 月 6 日に第三者から監査請求がなされた。その結果通知については、同年 12 月 21 日から市の

ホームページに掲載している。

(イ) 市が本件公社と、京都市市営住宅の管理代行協定を締結し、これに伴う経費の支出をしていることについては、市のホームページに掲載するとともに、閲覧に供している。この総括的な情報を基にして個別の支出につき、情報公開請求をするなどして調査をすれば、その内容を把握することは可能であったと言える。

イ 市が本件公社に対して行った向島市営住宅の空き家整備費を含む委託料の支出について、本件公社の不適正な業務執行に関し、監督する責任を果たさず、本件公社に対して漫然と当該支出をしたことは不適正な支出であるとして、平成 25 年 3 月 4 日に上記ア(ア)とは異なる第三者から監査請求がなされ、その結果通知については、同年 4 月 12 日付けで当該者に通知の後、同月 15 日に市のホームページに掲載している。

ウ インターネットや書店で販売されている月刊誌「ねっとわーく京都」平成 25 年 5 月号（同月 1 日発行）では、「京都市営住宅の修繕工事の独占問題」と題し、「京都市は、市営住宅の管理運営を京都市住宅供給公社に丸投げしており、自らは一切チェックしていないこともわかりました。そして、京都市住宅供給公社は、一定期間のすべての修繕工事を行うことを街区ごとに特定の 1 事業者だけに認めている」との記載した記事を掲載している。

(6)

ア 本件請求は、向島市営住宅に限らない市営住宅の空き家整備費を含む委託料の支出を住民監査請求の対象とする財務会計上の行為とするものではあるが、その対象とする財務会計上の行為は、上記(5)ア(ア)の監査請求と同様、市が行った本件公社に対する委託料の支出である。

イ また、本件支出を不適正とする主張の根拠は、本件請求では向島市営住宅以外の市営住宅を含んではいるが、結局のところ上記(5)ア(ア)及びイと同じく、市営住宅の空き家整備をほとんど全て特定の業者だけに発注していたとするものである。

ウ さらに、上記(5)ア(ア)については向島市営住宅 1 街区だけであったが、上記(5)イについては 1 街区だけに限らない向島市営住宅についても同様の取扱いをしていたことを示すものであり、この時点で他の市営住宅についても調査すればその内容を把握することは可能であったと言える。

エ 上記ア、イ及びウを合わせて判断すると、本件支出については、遅くとも、平成 25 年 4 月 15 日頃には、住民が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的に見て、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと解される。

(7) そうすると、平成 25 年 4 月 15 日頃から見ても 8 箇月以上後に提出された本件請求は、請求人が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的に見て、監査請求をするに足りる程度に本件支出の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に行われたと見ることはできない。

なお、上記(5)ウのねっとわーく京都（平成 25 年 5 月号）については、インターネットや書店で販売されており、仮にこれによって監査請求をするに足りる程度に本件支出の存在及び内容を知ることができたと解しても、その発行日である平成 25 年 5 月 1 日から見ても 7 箇月以上後に提出された本件請求は、上記の程度に本件支出の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に行われたと見ることはできない。

4 よって、本件請求は、対象とされている財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後に提出されたことについて、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項に適合していない。